

一般事業主行動計画

核家族及び共働き家族が多いため男性社員にも育児休業の取得が出来るよう支援するため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年7月1日～令和5年6月30日までの3年間

2. 内容

目標: 男性の子供の出生時における育児休業取得

3. 対策

令和2年7月1日頃より

- ・社内メールにて従業員に「男性も取れる育児休業の制度」を知らせる。
- ・会社ホームページにも掲載する。

令和2年7月中旬から8月中旬

- ・子どもが生まれる又は生まれた男性従業員に対して育児休業取得を促すよう管理職を対象とした研修を行う